

年金積立金管理運用独立行政法人の 役員給与規程の改正について

1. 役員給与規程の改正内容

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)の成立を踏まえ、国家公務員の給与見直しに準じて以下のとおり役員給与規程を改正することとしました。

【改正点】

- (1) 法人の役員の俸給月額について、平成 23 年度人事院勧告を踏まえて平均で 0.5%引下げました。
併せて、平成 23 年度における官民格差相当分について、平成 24 年 6 月期の特別手当から減額調整を行いました。
- (2) 平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間、法人の役員の俸給月額、特別手当等について減額支給(▲9.77%)することとしました。

2. 改正の実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

年金積立金管理運用独立行政法人役員給与規程（平成 18 年規程第 7 号）新旧対照表

新	旧
<p>(俸給)</p> <p>第 3 条 俸給月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>1,044,000円</u></p> <p>(2) 理事 <u>851,000円</u></p> <p>(3) 監事 <u>720,000円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第13条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。</p> <p>監事 <u>220,000円</u></p>	<p>(俸給)</p> <p>第 3 条 俸給月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>1,049,000円</u></p> <p>(2) 理事 <u>855,000円</u></p> <p>(3) 監事 <u>724,000円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第13条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。</p> <p>監事 <u>221,000円</u></p>

附 則(平 24. 3. 30 改正)

(施行期日)

1. この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 24 年 6 月に支給する特別手当に関する特例措置)
2. 平成 24 年 6 月に支給する特別手当の額は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から施行日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成 23 年 6 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

3. 前項第1号又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与減額の臨時特例措置)

4 平成24年3月30日規程改正の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

5 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 調整手当 当該役員の俸給月額に対する調整手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

6 前2項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

役員給与規程

平成18年4月1日
規程第7号

改正 平成19年12月28日
改正 平成21年6月23日
改正 平成21年12月1日
改正 平成22年11月30日
改正 平成24年3月30日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第62条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(俸給)

第3条 俸給月額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 理事長 1,044,000円
- (2) 理事 851,000円
- (3) 監事 720,000円

(調整手当)

第4条 調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 調整手当の月額は、俸給の月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第5条 役員の給与（通勤手当及び特別手当を除く。）は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）とする。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

(新たに役員となった者の給与)

第6条 新たに役員となった者には、その日から給与（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。）を支給する。ただし、退職し、又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

(役員でなくなった者の給与)

第7条 役員が退職し、又は解任されたときは、その日までの給与を支給する。

2 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給与を支給する。

(給与の日割計算)

第8条 前2条の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは月の末日まで支給するとき以外のときは、その当月分の給与については、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び同条第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第10条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても別に定める場合を除き同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乗じる割合及び同法第19条の7第2項第1号ロに定める勤勉手当基礎額に乗じる割合の合計を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合算額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の規定による特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

4 基準日以前6か月以内の期間において、任命権者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、特別手当は支給しない。

6 前5項に定めるもののほか特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任された役員

(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第12条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し特別手当を支給することが、管理運用法人の公共的使命に対する公の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が

その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
(非常勤役員手当)

第13条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。

監事 220,000円

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 管理運用法人設立の際、年金資金運用基金（以下この項において「基金」という。）の役員であった者で、引き続き管理運用法人の役員に任命された者の在職期間の算定については、基金の役員であった期間を管理運用法人の在職期間とみなす。

附 則（平19.12.28改正）

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平21.6.23改正）

- 1 この改正は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日より適用する。
(平成21年6月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第10条第2項の規定の適用については、割合の合計は100分の145とする。

附 則（平21.12.1改正）

(施行期日)

- 1 この改正は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する特別手当の額は、第10条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
(1)平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
(2)平成21年6月に支給された特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額
(端数計算)
- 3 前項第1号又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平22.11.30改正）

(施行期日)

1. この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

2. 平成 22 年 12 月に支給する特別手当の額は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成 22 年 6 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
（端数計算）
3. 前項第 1 号又は同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平 24. 3. 30 改正)

(施行期日)

1. この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 24 年 6 月に支給する特別手当に関する特例措置）
2. 平成 24 年 6 月に支給する特別手当の額は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から施行日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成 23 年 6 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
3. 前項第 1 号又は同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（給与減額の臨時特例措置）
4. 平成 24 年 3 月 30 日規程改正の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
5. 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 調整手当 当該役員の俸給月額に対する調整手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (2) 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
6. 前 2 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。